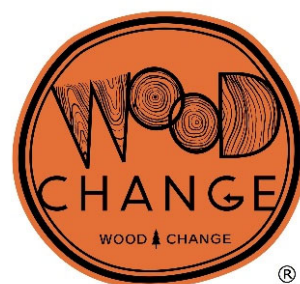


# 建築物木材利用促進協定制度のフォローアップ

～ 協定制度の効果等について ～



令和5年5月17日

**林野庁**

本件は、令和4年12月末時点で、国又は地方公共団体との協定を締結している事業者等（国8協定、地方公共団体46協定）との協定に対し、協定に基づく建築物への木材利用実績や木材利用促進活動の実績等を調査し取りまとめたもの。

なお、協定の構想内容によっては、定量的な実績の把握が困難なものも想定されることから、定性的な実績も含めて調査を実施した。

## 調査項目

- 1 協定に基づく建築物への木材利用実績
  - ア. 建築物の木造化・木質化の実績
  - イ. 上記建築物における木材利用量
  - ウ. 上記建築物における炭素貯蔵量
- 2 協定に基づく建築物への木材利用促進活動等の実績
  - ア. 協定締結後の安定した木材需給体制の構築実績
  - イ. 協定締結者間での講習会等の開催回数
  - ウ. 協定締結者による一般向け普及・啓発活動回数
  - エ. その他、協定に基づく定量的な活動実績
- 3 その他
  - ア. 協定締結のメリットや効果として感じていること
  - イ. 普及・啓発活動等の取組により木造建築物の促進や、新たな協定締結に繋がった事例等の把握
  - ウ. 国や地方公共団体から受けた支援について

今回の調査対象とした協定は、令和4年12月末時点で協定有効期間中の8協定。  
このうち4協定において木材利用実績があり、また安定した地域材の需給体制の構築や講習会の実施、普及啓発活動等の実施などの取組が行われている。

## 建築物への木材利用実績

- ・木造化実績：8協定中 4協定で209件 木材利用量 4,389m<sup>3</sup> (うち国産材4,132m<sup>3</sup>)
- ・木質化実績：8協定中 3協定で7件 木材利用量 499m<sup>3</sup> (うち国産材476m<sup>3</sup>)
- ・炭素貯蔵量：8協定中 4協定の216件で算出 炭素貯蔵量 3,364 t -CO<sub>2</sub>

## 需給体制の構築等の実績

- ・安定した木材の需給体制の構築実績：8協定中2協定
- ・協定関係者向け講習会等の開催：8協定中7協定で160回の開催
- ・一般向け普及・啓発活動：8協定中7協定で37回の開催

## その他の協定による効果・メリット等

- ・全国組織から各都道府県組織にも波及し、新たな協定の締結につながった
- ・企業内で木造建築に積極的に取り組んでいくという姿勢を共有し施主への木造建築の促進活動を強化
- ・地方自治体から木材利用に対する意識の高い企業として評価を得た
- ・植林支援に関連し、森林整備の現状、エリートツリー等に関する情報提供を受けた

今回の調査対象とした協定は、令和4年12月末時点で協定有効期間中の46協定。このうち21協定において木材利用実績があり、また安定した県産材の需給体制の構築や講習会の実施、普及啓発活動等の実施などの取組が行われている。

## 建築物への木材利用実績

- ・木造化実績：46協定中 15協定で505件 木材利用量 10,178m<sup>3</sup>（うち国産材7,485m<sup>3</sup>）
- ・木質化実績：46協定中 8協定で11件 木材利用量 11m<sup>3</sup>（うち国産材11m<sup>3</sup>）
- ・炭素貯蔵量：46協定中 21協定の516件で算出 炭素貯蔵量 6,234 t -CO<sub>2</sub>

## 需給体制の構築等の実績

- ・安定した木材の需給体制の構築実績：46協定中7協定
- ・協定関係者向け講習会等の開催：46協定中13協定で37回の開催
- ・一般向け普及・啓発活動：46協定中10協定で1,828回の開催

## その他の協定による効果・メリット等

- ・地方公共団体による相談体制等が構築されたことで県産材を利用しやすい環境が整った
- ・協定締結を機に地方自治体から多方面に広報してもらえた
- ・法律に基づく協定への信用の高さから施主への地域材を使った建築物の提案が複数採択された
- ・協定締結により国や地方公共団体の補助事業が活用できた